

医療用ガス配管設備精密点検業務仕様書

この仕様書は、地方独立行政法人栃木県立がんセンター(以下「センター」という。)が発注する医療用ガス配管設備精密点検業務を受託する者(以下「受託者」という。)が行う業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じて簡易なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、センターが財産管理上、業務運営上必要と認めたものは、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 目的

センターに設置している医療用ガス配管設備の機能を常に安全かつ良好に維持し、医療用ガスを安全に使用することができるようにすることにより、センター業務の円滑な運営に寄与する。

2 業務場所 宇都宮市陽南4丁目9番13号 栃木県立がんセンター

3 業務委託期間

自 2026年4月 1日

至 2029年3月31日

4 保守点検内容

受託者は、年1回(12月までに)技術員を派遣し、適切な精密点検及び整備を実施し、必要と判定したときは適切な措置を講じなければならない。

なお、各設備の点検の内容は別添「医療用ガス配管設備精密点検実施要領」とおりとする。

5 委託業務の対象となる設備の設置場所、設備名及び数量

別表1のとおりとする。

6 作業時間

急を要する修理が必要な場合等を除き、点検及び整備は、受託者の就業時間(通常勤務日の勤務時間)内に行うものとする。

なお、現場の指示により、上記以外の時間に行う必要が生じた場合は、それに従うこと。

7 責任管理

医療用ガス配管設備の占有若しくは管理に基づく責任はセンターに帰属する。

8 受託者の責務

- (1) 受託者は、センターの名誉を重んじ、これを毀損しないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、センター内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、受託者及び業務従事者がこの業務を解かれた後も持続するものとする。
- (3) 受託者は、業務従事者の健康に注意し、伝染性の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。
- (4) 業務従事者は、礼儀正しく品行を慎み、常に清潔にし、応接にあたっては懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴にわたる言動があってはならない。
- (5) 業務従事者は、患者、患者の家族及び面会者とみだりに接触、会話等をしてはならない。
- (6) 受託者は、業務従事者に対して受託業務上必要とする教育訓練を実施し、業務履行に支障を来さないように万全を期さなければならない。
- (7) センター内は、全面禁煙であるため、従事者もこれに従うこと。

9 負担区分

- (1) 業務に要する物品等は、全て受託者の負担とする。
- (2) 業務実施に要するセンターの施設、電力、水道等の費用はセンターの負担とする。

10 報告

受託者は、保守点検を行ったときは、直ちに報告書を作成してセンターに提出し、その確認を受けるものとする。

11 留意事項

センターの業務に支障をきたす恐れのある場所の点検及び整備は、センターの指定する日時に行うよう調整すること。

12 その他

この仕様書に定めない事項については、その都度センターと受託者とは協議して文書にて取り決めるものとする。